平成２６年（再イ）第３号
千葉県南房総市千倉町瀬戸1910番地２
再生債務者　大野　　登
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成26年８月29日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年９月２日
千葉地方裁判所館山支部破産再生係

平成２６年（再イ）第１７６号
大阪府豊中市庄本町２丁目７番１―407号
再生債務者　原口　麻美
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成26年８月29日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年９月２日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（再イ）第１３号
兵庫県三田市下青野866番地55
再生債務者　福井　隆彦
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成26年８月29日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年９月２日
神戸地方裁判所第３民事部個人再生係

平成２６年（再イ）第５号
岡山県倉敷市宮前425番地12
再生債務者　岸本　　勝
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成26年８月29日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年９月３日　岡山地方裁判所倉敷支部

平成２６年（再イ）第２号
長崎県佐世保市大潟町678番地　相浦宿舎Ａ―404
再生債務者　前田　健昭
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成26年８月29日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年９月３日
長崎地方裁判所佐世保支部

平成２５年（再イ）第１７号
岩手県紫波郡矢巾町大字南矢幅第12地割15番地11
再生債務者　千葉　広勝
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成26年９月１日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年９月２日
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２６年（再イ）第２号
新潟県刈羽郡刈羽村大字割町新田854番地３
再生債務者　嶋田　徳幸
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成26年９月１日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年９月３日
新潟地方裁判所長岡支部再生係

平成２６年（再イ）第４８号
京都市中京区油小路通御池上る押油小路町254番地　フォルム二条城東402
再生債務者　岡島　克樹
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成26年９月１日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年９月３日
京都地方裁判所第５民事部再生係

平成２６年（再イ）第２号
京都府南丹市園部町殿谷室谷21番地
再生債務者　奥村縫工所こと　奥村　政治
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成26年９月１日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年９月３日
京都地方裁判所園部支部再生係

平成２６年（再イ）第１００号
大阪市西区南堀江４丁目28番25―702
再生債務者　正木　英恵
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成26年９月１日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年９月２日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（再イ）第１４７号
大阪市阿倍野区阪南町１丁目23番36―303号
再生債務者　大西　　武
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成26年９月１日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年９月２日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（再イ）第１６号
奈良市若葉台４丁目３番６号
再生債務者　河田　俊公
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成26年９月１日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年９月３日　　奈良地方裁判所

平成２６年（再イ）第１号
熊本県玉名市立願寺99番地６
再生債務者　冨永　隆之
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成26年９月１日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年９月３日　熊本地方裁判所玉名支部

平成２５年（再イ）第４７号
静岡市葵区足久保口組576番地の27
再生債務者　石割　文英
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成26年９月２日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年９月３日
静岡地方裁判所民事第２部

平成２６年（再イ）第３号
兵庫県加東市馬瀬358番地３
再生債務者　伊東　一春
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成26年９月２日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年９月３日　　神戸地方裁判所社支部

平成２６年（再イ）第２号
松江市西川津町3107番地２
再生債務者　足立　伸司
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成26年９月２日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年９月３日　　松江地方裁判所民事部

独立行政法人都市再生機構公告

独立行政法人都市再生機構公告第４号
本庄都市計画事業本庄早稲田駅周辺土地区画整理事業に係る下記の者に対する土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第110条第３項の規定による清算金の督促状については、送付したが受領を拒否されたので、同法第133条第１項の規定により、書類の送付にかえて通知の内容を次のとおり公告します。
平成 26 年９月 17 日
本庄都市計画事業本庄早稲田駅周辺土地区画整理事業
施行者　独立行政法人都市再生機構
ニュータウン業務部担当部長　柳川　喜治
記
1　書類の送付を受けるべき者の氏名及び住所
住所　埼玉県本庄市北堀184番地
氏名　井上　健治
2　通知の内容
既に換地処分した本庄都市計画事業本庄早稲田駅周辺土地区画整理事業に係る清算金について、次のとおり納付するよう督促します。
納付金額　184円（内訳：清算元金102円、督促手数料82円）
納付期限　平成26年８月29日
納付場所　機構取扱金融機関